

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業

目的

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設になることを目的とする。

対象施設

都内に社会福祉法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム

※ 地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く

留意点

次の（1）から（5）に該当した場合、補助金の一部又は全部を交付しない。

- （1）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、これらの法に基づく命令の規定に違反したもの
- （2）（1）の状況にある社会福祉法人が設置するもの
- （3）老人福祉法及び社会福祉法の規程に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- （4）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
- （5）令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業

交付対象軽費

項目		内容	単価
施設振興費		整備時借入金の償還財源充当、建物・設備の充実 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	2,700円/入所定員・月
あん摩マッサージ指圧師加算		視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円～ 407,000円/月
小規模施設加算		経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円～ 939,000円/月
島しょ加算		経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円/年
町村部特別加算		経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円/年
評価加算	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
	努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価 = 予算額 ÷ 補助対象施設の総獲得ポイント数
サービス評価・改善加算		サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業

努力・実績加算の要件緩和

○新型コロナウイルスの感染防止の観点から、回数要件を緩和（令和3年度の緩和を継続）

※指標数字の緩和は、従来の実施回数（日数）に3/4を乗じ、端数切捨て。

	項目	指標数字	ポイント数		
			大規模施設 (定員70名以上)	小規模施設 (定員69名以下)	
緩和	サービス提供体制等	ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターを配置した上で、 年間37日以上年間50日以上 ボランティアを受け入れている。		
緩和	サービス提供体制等	島しょにおける人材確保	島しょ地域外における資格取得及び技術向上のための研修に年に 延べ7日以上延べ10日以上 参加している。 (島しょ地域の施設のみ対象)		
緩和	サービスの向上	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を 年間7回以上又は延べ7日間以上年間10回以上又は延べ10日間以上 企画して実施している。	2	10
			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を 年間4回以上又は延べ4日間以上年間6回以上又は延べ6日間以上 企画して実施している。	1	6
			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を 年間1回以上又は延べ1日間以上年間2回以上又は延べ2日間以上 企画して実施している。	1	3
緩和	地域社会への貢献等	講座・サロン等の開催	施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する 年間37日以上年間50日以上 の配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を 年9回以上年12回以上 主催している。	5	10
			施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を 年3回以上年4回以上 主催している。	4	8
			施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を 年1回以上年2回以上 主催している。	2	4
緩和	地域の高齢者の活動の場の提供	施設の職員が調整して、地域の高齢者等の団体に対し、介護予防活動や生きがい活動等の場を 年4回以上年6回以上 提供している。	2	4	

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業

努力・実績加算の要件

○努力・実績加算の項目については、令和4年度当初から「区市町村内の東京都協定に準ずる協定」を追加

No.	項目	ポイント数		指標数字の変更		
		定員 70名以上	定員 69名以下			
1	サービス提供体制等	有資格者の割合		2	—	
2		介護・看護職員の増配置		5	—	
3		職員定着率の向上		5	—	
4		ボランティアコーディネーターの配置		3	○	
5		障害者の雇用		2	—	
6		福祉避難所としての訓練等の実施		4	—	
7		事業継続計画に基づく訓練の実施		3	—	
8		自治会等との防災訓練の実施		4	—	
9		島しょにおける人材確保		採用・定着	10 (島しょのみ)	—
10				研修	8 (島しょのみ)	○
11	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ		5	—	
12		社福軽減の実施		5	—	
13		要介護度の改善		3	—	
14		看取り介護研修の実施		2	—	
15		他法人等との連携による人材育成		2or1	10or6or3	○
16	地域社会への貢献等	次世代への介護の魅力発信		2	4	—
17		講座・サロン等の開催		5or4or2	10or8or4	○
18		地域の高齢者の活動の場の提供		2	4	○
19	感染症対策の徹底		3	6	—	
20	介護職員のメンタルケア対策の強化		5	10	—	
21	業務継続に向けた取組の強化		3		—	
22	新型コロナ発生時における職員派遣協定への参加	東京都の職員派遣協定		5	10	—
		区市町村内の東京都協定に準ずる協定		3	6	—
23	財務情報等の公表		-8		—	

$$\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算総額}$$

項目やポイント数は、適宜見直す場合があります。